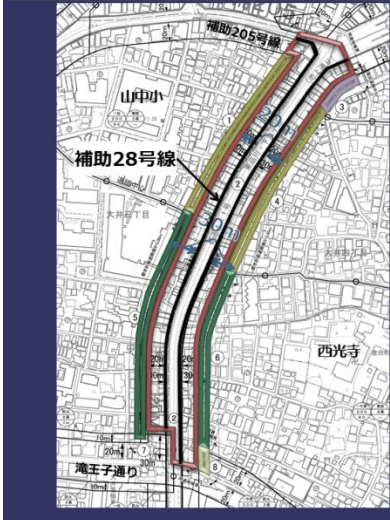
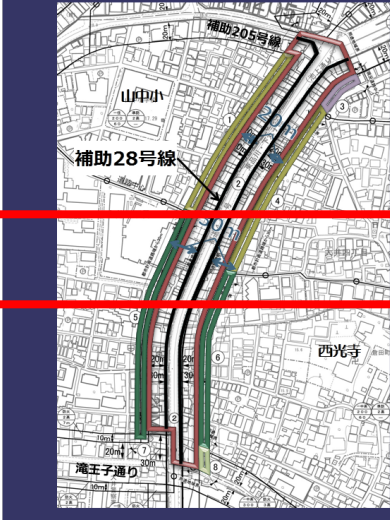


説明会資料の資料1に一部誤りがありました。
説明会当日では口頭で訂正いたしましたが、訂正内容につきまして以下のとおりとなっております。

訂正箇所	誤	正
資料1 P.14 下	○容積率の数値の一部に誤りがありました。 3. 変更の内容 ③用途地域（東京都決定）  現在の指定状況 - 近隣商業地域 ・建ぺい率 80% ・容積率 400% - 第一種住居地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 200% - 第一種住居地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 300% - 第一種中高層住居専用地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 200% - 第一種中高層住居専用地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 300% 28	3. 変更の内容 ③用途地域（東京都決定）  現在の指定状況 - 近隣商業地域 ・建ぺい率 80% ・容積率 400% - 第一種住居地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 300% - 第一種住居地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 200% - 第一種中高層住居専用地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 200% - 第一種中高層住居専用地域 ・建ぺい率 60% ・容積率 300% 28
資料1 P.17 上	○質疑応答の文章に誤りがありました。 4. 前回の説明会の概要 ■開催日時：平成27年12月16日（水） 19時00分～20時25分 ■場所：山中小学校 ■出席者：103名（うち、区外居住者8名） ■主なご意見 Q. 都市計画が変更された場合、いつまでに建て替えなければならないのか。 A. 都市計画変更による建て替えの期限はありません。将来建て替えを行う際に、新たな基準に適合するよう計画していただくこととなります。 Q. 都市計画の変更はいつ実施されるのか。 A. スケジュールについては、案内の4ページ目をご覧ください。 33	4. 前回の説明会の概要 ■開催日時：平成27年12月16日（水） 19時00分～20時25分 ■場所：山中小学校 ■出席者：103名（うち、区外居住者8名） ■主なご意見 Q. 都市計画が変更された場合、いつまでに建て替えなければならないのか。 A. 都市計画変更による建て替えの期限はありません。将来建て替えを行う際に、新たな基準に適合するよう計画していただくこととなります。 Q. 都市計画の変更はいつ実施されるのか。 A. スケジュールについては、都市計画変更案に関する説明会のお知らせ4ページ又は、資料1の18ページ（スライド36ページ）をご覧ください。 33